

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 事業所を全力でサポートします

京都商工会議所 新型コロナウイルス特設サイト



## ● 補助金・助成金・給付金・融資等

### ★小規模事業者持続化補助金

(経済産業省)  
販路開拓をお考えの小規模事業者を支援



### ★ものづくり補助金

(経済産業省)  
生産性向上のための設備投資を支援



### ★IT導入補助金

(経済産業省)  
IT技術導入による業務効率化を支援



### ★多様な働き方改革推進事業費補助金

(京都府)  
多様な働き方の取組を推進する府内中小企業等を支援



### ★働き方改革推進支援助成金

(厚生労働省)  
新型コロナウイルス感染症対策でのテレワークを支援



### ★雇用調整助成金

(厚生労働省)  
雇用の維持を図る事業主を支援



### ★新型コロナウイルス対応緊急融資

(京都府・京都市)  
業況が悪化している中小企業等の支援



### ★持続化給付金

(経済産業省)  
特に厳しい状況にある事業者を支援



## ● 販路開拓支援

### ★京商支縁サイト(京都商工会議所会員限定)

通常の販売ができずお困りの本所会員企業・店舗の商品・製品・サービスの情報や感染症対策関連商品等の情報を公開し、一般消費者や事業者の皆様へ広く周知するためのサイトです。(掲載無料)

【登録資格】京都商工会議所会員であること

【掲載期間】コロナの影響が落ち着くまでの当分の間



ビジネスサポート  
**かわら版**

2020/6・7

京都商工会議所  
中小企業支援部

下京区四条通室町東入  
☎ 075-341-9780

次代へ動く。

京都商工会議所、  
四条室町に誕生。



## マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資)

手数料  
無料

# 無担保で保証人不要、低金利の融資制度

融資限度額

**2,000**万円

(設備・運転を併せた  
限度額)

金利

**1.21%**

(2020年5月1日現在)

### 融資の条件

- 返済は元金均等月賦返済  
(残債方式で、利息は毎月減額)
- 信用保証協会による保証も不要
- 融資限度額の範囲内で、マル経の重複や借替の利用もOK
- 返済期間は、設備：10年以内 運転：7年以内  
(運転資金1年以内、設備資金2年以内の据置も可)

※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

### 利用の対象

- 従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下)の事業者  
(ただし、法人役員、家族従業員・パートは除く)
- 京都市内で、最近1年以上営業している方
- 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方

### ★新型コロナウイルス感染症の影響に伴うマル経融資の拡充

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
ご融資額	別枠1,000万円以内(注1)
ご返済期間	設備資金 10年以内 (うち据置期間4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内 (うち据置期間3年以内(別枠の1,000万円以内))
利率(年)	【当初3年間】0.31% 【4年目以降】1.21%

(注1) ご融資の限度額は新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分との合計で1,000万円となります。

コロナ別枠

**1,000**万円

(注1)

金利

当初3年間 **0.31%**

4年目以降 **1.21%**

## 京商はんなり共済 ～保障を自由に再設計～



- **加入手続きが簡単!** ※加入者の健康状態告知が必要  
加入は65歳まで、更新時は75歳まで継続可能
- **小さな掛金で大きな安心!**  
事業主、役員、従業員、パート、アルバイトの万が一。
- **業務上、業務外を問わず、24時間・365日保障!**
  - ・病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障害を保障
  - ・福利厚生充実「京都商工会議所独自の見舞金制度」(病气入院見舞金・事故通院見舞金)
  - ・配当金で実質保険料の負担を軽減(2018年度実績 約35.1%)
  - ・法人(事業主)が負担した掛金は、損金(必要経費)に算入可能

## 特定退職金共済(新企業年金)



- **将来必要な退職金を毎月計画的に準備!**  
従業員の確保と定着を図り、経営発展に役立つ
- **掛金は1口¥1,000!**
  - ・従業員1人につき、30口まで加入可能
  - ・事業主が負担する掛金は、損金または必要経費に算入可能
- **国の制度(中小企業退職金)との重複加入が可能**  
(但し、他の特定退職金共済制度との重複加入は不可)
- **経営事項審査の加点評価項目に!**  
「加入証明書」を発行

問合先 共済・福利厚生課 ☎075-341-9783

## 経営に関する専門相談

相談無料 秘密厳守

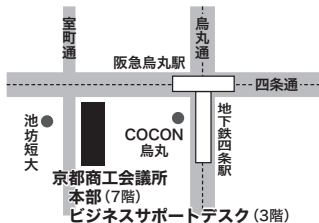
相談分野	実施曜日	受付場所
事業に係わる法律(弁護士)	毎週(火)	ビジネスサポートデスク
税務(税理士) ※記帳指導は除く	第1~4(木)	ビジネスサポートデスク
雇用・労務管理(社会保険労務士) ※事業主対象	第2・4(金)	ビジネスサポートデスク
経営 (中小企業診断士) ※マーケティング、生産管理、IT活用等	毎週(月)	洛西ビジネスサポートデスク
	毎週(火)	洛北ビジネスサポートデスク
	毎週(水)	ビジネスサポートデスク
	毎週(木)	洛南ビジネスサポートデスク
第三者への事業承継(中小企業診断士ほか)	毎週(月)~(金)	京都府事業引継ぎ支援センター(075-353-7120)

- 相談時間：午後1時~4時(受付は3時30分まで)  
※第三者への事業承継は午前10時~午後5時(予約優先)
- 下記内容のご相談は、ビジネスサポートデスクへご予約ください。(075-341-9790)
  - ・記帳指導(税理士)
  - ・不動産登記、会社登記全般(司法書士)
  - ・知的財産関係(弁理士)
  - ・許認可関係、入管手続等(行政書士)
  - ・店舗デザイン(商業施設士)
  - ・国際ビジネス(専門アドバイザー)は産業振興部(075-341-9771)
- 該当日が祝日、お盆、年末年始の場合は休会します。

※新型コロナウイルス感染症防止のため、専門相談を休止している場合がございますので事前にお問合せください。

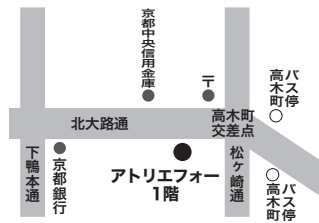
## ご相談は事業所のある行政区の各ビジネスサポートデスクへ

※只今、新型コロナウイルスによる事業への影響等のご相談が多く、各ビジネスサポートデスクへのお問合せが大変混みっております。ご迷惑おかけしますが、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。



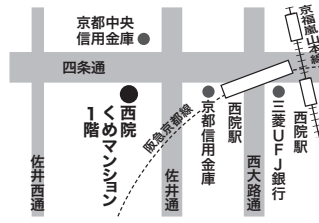
(上京区・中京区・下京区・東山区・山科区)  
**本部・ビジネスサポートデスク**

TEL 075-341-9790  
FAX 075-341-9797  
下京区四条通室町東入 京都経済センター  
※阪急烏丸駅・地下鉄四条駅26番出口直結



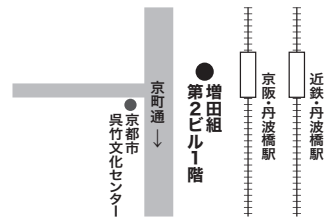
(北区・左京区)  
**洛北ビジネスサポートデスク**

TEL 075-701-0349  
FAX 075-791-8505  
左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階  
※高木町バス停より徒歩2分



(右京区・西京区)  
**洛西ビジネスサポートデスク**

TEL 075-314-8771  
FAX 075-314-8911  
右京区西院糺町13 西院くめマンション1階  
※阪急西院駅より徒歩3分



(伏見区・南区)  
**洛南ビジネスサポートデスク**

TEL 075-611-7085  
FAX 075-603-2601  
伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階  
※近鉄・京阪丹波橋駅より徒歩1分

※新型コロナウイルスによる事業への影響等のご相談はメールでも受け付けておりますので、ご利用ください。

soudan@kyo.or.jp